

平成十三年環境省令第二十三号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第七条第二項、第八条、第九条、第十一条第一項及び第十六条第二項並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二百五十五号)第一条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)において使用する用語の例による。

(環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準)

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成十三年政令第二百五十五号)以下「令」という。第一条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となつたものについて、当該処理したもののが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

一 廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であること。
二 廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
三 廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。
四 陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
五 廉油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
2 前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第一条の二第十五項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。	(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の基準となる数値)
第三条 令第二条第一項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。	(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となつたものの検定方法)
第四条 同項の環境省令で定める数値は、当該廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。	(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となつたものの検定方法)
一 汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となつたもの	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十万ミリグラム
二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム

三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となつたラム	当該廃棄物に付着し、又は封入されるボリ塩化ビフェニルを含む油一キログラムにつき五千ミリグラム
四 事業場の名称及び所在地	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部一分一キログラムにつき十万ミリグラム
五 保管事業者にあっては、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月	当該製品一キログラムにつき十萬ミリグラム
六 その他高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する必要な事項	当該廃棄物に付着し、又は封入されるボリ塩化ビフェニルを含む油一キログラムにつき五千ミリグラム

第五条 令第三条の環境省令で定める基準は、製品に封入されているボリ塩化ビフェニルを含む油について、当該油に含まれるボリ塩化ビフェニルの量が当該油一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとする。	(高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品に係るボリ塩化ビフェニルを含む油の検定方法)
第六条 令第四条第一項に定める数値は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。	(高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品の基準となる数値)

第七条 令第四条第二項の環境省令で定める製品の種類は、次の表の上欄に掲げる製品とし、同項の環境省令で定める数値は、当該製品の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。	当該製品のうちボリ塩化ビフェニルを含む部一分一キログラムにつき十萬ミリグラム
一 紙、木又は繊維その他ボリ塩化ビフェニルが塗布された製品	当該製品のうちボリ塩化ビフェニルを含む部一分一キログラムにつき十萬ミリグラム
二 プラスチックにボリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品一キログラムにつき十萬ミリグラム
三 金属、ガラス又は陶磁器その他のボリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム
四 陶磁器くず	当該陶磁器くずにボリ塩化ビフェニルが付着していないこと。

第五条 令第三条の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	(ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)
第六条 法第七条第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム
一 ボリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム
二 ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制に関する事項	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム
三 ボリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

第九条 法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度における高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。	当該高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	当該高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所
二 事業場の名称及び所在地	当該高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量
三 四 口 保管事業者にあっては、高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月	当該高濃度ボリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することを予定している年月

一 汚泥、紙くず、木くず又は纖維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となつたものの検定方法	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき十萬ミリグラム
二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類一キログラムにつき十萬ミリグラム

五 前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項
一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 保管事業者にあっては、前年度におけるその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下この条及び第二十条において同じ。）を複写機により日本産業規格A列三番（以下この条及び第二十条において「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。

二 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者にあっては、前年度におけるその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第十二条の三第一項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第三項後段の規定により回付された産業廃棄物管理票をいい、同条第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。以下第二十条第二項第二号において同じ。）を複写機に

三 その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類

三 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類は、その送付又は通知のあつた日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

四 第二項の場合において、廃棄物処理法第十二条の五に規定するところにより電子情報処理組織を使用するため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録を

四 A三判以下の大きさの用紙に出力したものを添付しなければならない。

五 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため前項の規定により添付しなければならないものとされている書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあつた日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

第十一条 法第八条第二項の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次の表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる同一の区域内において保管の場所を変更する場合

イ 令別表備考 一に規定する 廃ボリ塩化ビ フェニル等及 び同表備考二 に規定する廢 変圧器等	イ 令別表備考 一に規定する 廃ボリ塩化ビ フェニル等及 び同表備考二 に規定する廢 変圧器等	イ 令別表備考 一に規定する 廃ボリ塩化ビ フェニル等及 び同表備考二 に規定する廢 変圧器等
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山县、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域

2

一 保管事業者にあっては、前年度におけるその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下この条及び第二十条において同じ。）を複写機により日本産業規格A列三番（以下この条及び第二十条において「A三判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。

ロ イに掲げる もの以外の高 濃度ポリ塩化 ビフェニル廃 棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
二 届け出た保管の場所において確実かつ適正に当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなつたこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を確実かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合	二 前項第一号の規定に基づき、保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあつた日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2

一 第二項の確認を受けようとする保管事業者は、次に掲げる事項を記載した様式第三号による保管場所の変更確認申請書を環境大臣に提出するものとする。

二 前項第一号の規定に基づき、保管事業者がその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあつた日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

三 保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の変更後の保管の場所

四 法第八条第一項の規定に基づき届け出た保管場所において確実かつ適正に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することができなくなつた理由

五 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管の状況の届出)

六 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

七 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

八 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

九 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

十 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

十一 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

十二 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

十三 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分終了の届出)

十四 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分期限日に届出)

十五 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分期限日に届出)

十六 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分期限日に届出)

十七 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分期限日に届出)

十八 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分期限日に届出)

十九 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分期限日に届出)

二十 (高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る処分期限日に届出)

処分期限日までに法第十条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分を委託したことのある保管事業者にあつては、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該特別管理産業廃棄物処理業者に対して約する書類の写しとすることができる。）
第十六条 特例処分期限日までに高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物に係る特例処分期限日にに関する届出の特例)
 について、産業保安監督部長が都道府県知事に対し情報の提供を行った場合であつて、その所有事業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物を廃止する旨の届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物について、法第十条第三項第二号の規定による届出を行つた保管事業者とみなす。
 （特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物に係る変更の届出）
第十七条 法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
第十八条 法第十二条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 講ずべき高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分等措置の内容
 二 命令の年月日及び履行期限
 三 命令を行う理由
 (处分等措置に係る費用の徴収)
第十九条 環境大臣又は都道府県知事は、法第十三条第二項の規定により当該処分等措置に要した費用を徴収しようとする場合においては、当該保管事業者に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を示すものとする。
第二十条 法第十五条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフエニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物を除く。以下この条から第二十四条までにおいて同じ。）の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 事業場の名称及び所在地
 三 ポリ塩化ビフエニル廃棄物の種類及び量並びに保管及び処分の状況
第二十一条 法第十五条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフエニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物を除く。以下この条から第二十四条までにおいて同じ。）の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
 一 ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所
 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 三 事業場の名称及び所在地
 四 ポリ塩化ビフエニル廃棄物の種類及び量並びに保管及び処分の状況
第二十二条 法第十五条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十条第一項に規定する届出書の副本並びに同条第二項及び第四項に規定する添付書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあつた日から十日以内に提出すれば足りるものとする。

第二十三条 法第十五条において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による届出は、その全員に規定する届出書の副本及び第四項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 (その他のポリ塩化ビフエニル廃棄物に係る処分終了の届出)
第二十四条 法第十五条において読み替えて準用する法第十二条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 講ずべきポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分等の措置の内容
 二 命令の年月日及び履行期限
 三 命令を行う理由
 (保管事業者の地位の承継の届出)
第二十五条 法第十六条第二項の規定による届出は、様式第七号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
 一 合併又は分割の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 二 保管事業者があるときは、その法定代理人の住民票の写し
 三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し
第二十六条 法第十七条の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 一 地方公共団体に譲り渡す場合
 二 地方公共団体が譲り受ける場合
 三 保管事業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者をいい、以下「収集運搬業者」という。）若しくは特定期限内に提出すれば足りるものとする。

<p>3 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録を記入することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しとすることができる。） 第十六条 特例処分期限日までに高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物に係る特例処分期限日にに関する届出の特例) について、産業保安監督部長が都道府県知事に対し情報の提供を行つた場合であつて、その所有事業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物を廃止したときは、当該廃棄業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物を廃棄したときは、当該廃棄業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物を廃止する旨の届出に係る届出を行つた保管事業者とみなす。 （特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物に係る変更の届出） 第十七条 法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。</p>	<p>4 第二項の場合において、廃棄物処理法第十二条の五に規定するところにより電子情報処理組織を使用するため同項第一号又は第二号に掲げる書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録を記入することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しとすることができる。） 第十六条 特例処分期限日までに高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物に係る特例処分期限日にに関する届出の特例) について、産業保安監督部長が都道府県知事に対し情報の提供を行つた場合であつて、その所有事業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物を廃止したときは、当該廃棄業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物を廃棄したときは、当該廃棄業者が、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフエニル使用電気工作物を廃止する旨の届出に係る届出を行つた保管事業者とみなす。 （特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物に係る変更の届出） 第十七条 法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第三項第二号ロの高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。</p>
<p>2 都道府県知事は、保管事業者の相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めることができる。 (譲渡し及び譲受けの制限の特例)</p>	<p>5 前項の場合において、当該年度の六月三十日において産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第十二条の五第四項の規定による通知を受けていないため前項の規定により添付しなければならないものとされている書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあつた日から十日以内に提出すれば足りるものとする。</p>
<p>3 保管事業者等は、そのポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあつた日から十日以内に、様式第一号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>第二十一条 保管事業者等は、そのポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管の場所を変更したときは、その変更のあつた日から十日以内に、様式第一号による届出書を当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 都道府県知事は、保管事業者の相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めるることができる。 (譲渡し及び譲受けの制限の特例)</p>	<p>第二十二条 法第十五条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十条第一項に規定する届出書の副本及び第四項に規定する添付書類を添付することができないときは、当該書類は、その送付又は通知のあつた日から十日以内に提出すれば足りるものとする。</p>

別管理産業廃棄物処分業者（同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいい、以下「処分業者」という。）がポリ塩化ビフエニル廃棄物の処理を委託する場合であつて、次に掲げる場合

イ 保管事業者がそのポリ塩化ビフエニル廃棄物の処理を廃棄物処理法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従つて収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者（同法第十八条第二項に規定する無害化処理認定業者をいう。以下同じ。）に委託する場合

ロ 収集運搬業者が、保管事業者から委託を受けたポリ塩化ビフエニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者が、保管事業者から委託を受けたポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十六項ただし書の規定に従つて委託する場合

ハ 処分業者が廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物の処理を同法第十二条の二第五項及び第六項の規定に従つて収集運搬業者若しくは処分業者又は無害化処理認定業者に委託する場合

四 収集運搬業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフエニル廃棄物の収集又は運搬を、処分業者又は無害化処理認定業者が、ポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分を、それぞれ廃棄物処理法第十四条の四第十五項の規定に従つて受託する場合

五 ポリ塩化ビフエニル廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であつて、次に掲げる場合

イ 都道府県知事が認めた場合

ロ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に譲り渡す場合

ハ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が譲り受けける場合

六 保管事業者が確実かつ適正にポリ塩化ビフエニル廃棄物を保管することができなくなつたと都道府県知事が認めめた場合であつて、次に掲げる場合

イ 当該ポリ塩化ビフエニル廃棄物を確実かつ適正に處理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す場合

ロ 当該ポリ塩化ビフエニル廃棄物を確実かつ適正に處理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者が譲り受けける場合

（高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の見込みの届出）

第二十七条 法第十九条において読み替えて準用する法第八条第一項の規定による届出は、毎年一度、前年度における高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の廃棄の見込みについて、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の所在の場所

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業場の名称及び所在地

四 高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の廃棄の見込みに係る次に掲げる事項

イ 高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の種類及び量

ロ 高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品を廃棄することを予定している年月

ハ その他高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の廃棄の見込みに関し必要な事項

五 前各号に規定するもののほか、高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の廃棄の見込みについて参考となるべき事項

一 前項の届出書には、環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

第二十八条 所有事業者は、その高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の所在の場所を変更したときは、その変更のあつた日から十日以内に、様式第二号による届出書を当該変更の直前の所在の場所に

所を管轄する都道府県知事及び変更後の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。（船舶に関する高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の取扱い）

第二十九条 前条並びに法第八条第一項、法第十条第二項及び第四項並びに法第十六条（これらの規定を法第十九条において読み替えて準用する場合に限る。）並びに法第十八条第二項第二号の規定による届出は、船舶に搭載されている高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品については、その所有事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行うものとする。（高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品に係る廃棄の見込みの公表）

第三十条 法第十九条において読み替えて準用する法第九条の規定による公表は、第二十七条第一項に規定する届出書の副本及び同条第二項に規定する添付書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品に係る廃棄終了の届出）

第三十一条 法第十九条において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による届出は、その全ての高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の廃棄を終えた日から二十日以内に、様式第四号による届出書の正本及び副本をその所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品に係る特例処分期限日の届出）

第三十二条 所有事業者は、法第十八条第二項第二号の規定による届出を行うときは、処分期間の末日までの間に、様式第五号による届出書の正本及び副本を当該所在の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条 法第十八条第二項第二号の環境省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 所有事業者がその廃棄した高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品を自ら処分する場合にあつては、産業廃棄物処理施設（高濃度ポリ塩化ビフエニル廃棄物の処理施設に限る。）の許可証の写し及び特例処分期限日までに処分することを約する書類

二 所有事業者がその廃棄した高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の処分を他人に委託する場合にあつては、当該所有事業者が特別管理産業廃棄物処理業者（その事業の範囲に廃棄した高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の処分が含まれるものに限る。以下この条において同じ。）との間で締結した特例処分期限日までに法第十八条第二項第二号の高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の処分を委託することを内容とする契約書の写し（ただし、特別管理産業廃棄物処理業者に対し高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の処分を委託したことのある所有事業者にあつては、特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写しに代えて、特例処分期限日までに処分を委託することを当該特別管理産業廃棄物処理業者に対して約する書類の写しとすることができる。）

（特例処分期限日が適用される高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品に係る変更の届出）

第三十四条 法第十九条において読み替えて準用する法第十条第四項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、様式第六号による届出書の正本及び副本を同条第二項第二号の高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（所有事業者の地位の承継の届出）

第三十五条 法第十九条において読み替えて準用する法第十六条第二項の規定による変更の届出は、第七号による届出書に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類を添付して、高濃度ポリ塩化ビフエニル使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一 被相続人との続柄を証する書類

二 相続人の住民票の写し

三 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し

相続	一	被相続人との続柄を証する書類
	二	相続人の住民票の写し
	三	相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し

合併は分割契約書又は分割契約書の写し
する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

都道府県知事は、所有事業者の相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、当該事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出を求めることができる。

第三十六条 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を譲り受けた日から三十日以内に、様式第八号による届出書を高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
(権限の委任)

第三十七条 法第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第二十四条（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項（法第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する環境大臣の権限は、保管事業者等又は所有事業者の事務所、事業場その他の場所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（身分を示す証明書）
第三十八条 法第十五第二項の証明書の様式は、第九号のとおりとする。ただし、環境省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。
(廃変圧器等の基準)

第三十九条 令別表の備考二の環境省令で定める基準は、ネオൺ変圧器及び固体の絶縁物が充填されたブッシングに該当しないものであつて、三キログラム以上であるものとする。

附 則

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成十三年七月十五日）から施行する。

（平成十三年度における法第八条の規定による届出）

第二条 平成十三年度における法第八条の規定による届出については、第五条第一項中「毎年度、前年度」とあるのは「平成十三年七月十五日」と、「保管及び処分」とあるのは「保管」と、「当該年度の六月三十日」とあるのは「平成十三年八月三十一日」と、「様式第一号」とあるのは「附則様式」とし、同条第二項（第三号に係る部分を除く。）及び第三項から第五項までの規定は、適用しない。
(経過措置)

第三条 当分の間、第五条第一項中「設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長」とあるのは「設置する市にあっては、市長」と、様式第一号から様式第三号までの様式中「市長又は区長」とあるのは「市長」とする。
附則様式

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況									
廃棄物の種類	番号	規格	業者名	製造番号	製造年月	容量等	容器の性質	開閉等の方法	保管場所の記述

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成13年7月15日におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

事業者の名称

事業場の所在地

特別管理産業廃棄物責任者の職名及び氏名

電話番号

郵便番号

住所
(法人によっては、名前及び代表者の氏名)

資本金の額又は出資の総額

会員登録
登録

平成 年 月 日

- 1 -

備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル誘導物の保管に係る事業場ごとに作成し、平成13年8月31日までに提出すること。

〔ヨウムヒ〕
（ヨウムヒ）
（ヨウムヒ）
（ヨウムヒ）

（里口）製番者名 製年月 容量等

の端には、式り塗装ビフェニル系樹物にあつては種類ごとにそれぞれ先頭に〔①〕を加えた整理番号(例
5. [番号]の欄には、式り塗装ビフェニル系樹物にあつては種類ごとにそれぞれ先頭に〔①〕を加えた整理番号(例

△
ホ・植物ビフェニル類を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができない

これは、保守する客層として需要を作り出すこと。

6. 「量(単位)」の欄には、ボリューム比(フュード)を使用する電動機器については台数(個数)を、その他のものについては出力(馬力)を記入する。

は、おまかせでいい。おまかせでいい。おまかせでいい。おまかせでいい。おまかせでいい。

注：所長の氏名は出資者の代表者の氏名。資本金の額又は出資の総額又は株式の総額を示す。貢賃の額又は出資の総額を示す。

性的金属容器で保管、「容器に吸収されていない」)

8、「問い合わせの有無」の欄には、ボリューム化ビフェニル強葉物を保管している施設の周囲の問い合わせの有無及び保管に係る趣旨

の有無を記入すること。

9. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているか別の記入すること。

10. 「猫の本のおそれ」の園には、保管中のボリュームフェニル薬物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入

4

11. 「参考事項」の欄には、当該電気機器の電気事業法(昭和30年法律第70号)第3条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合は、財团法人電気機器整理基準のP.C.B.使用電気機器監査基準等を記入すること。また、その仕組みの状況等を記載する上に参考となる事項を記入すること。(例:「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「ボリューム化ビニルの含量△%」)
12. 「合計」の欄には、塩化ビニル樹脂物(ボリューム化ビニルを用いる製品)の個数ごとにその量の合計を並べとともに記すこと。
13. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所と使用目的を具体的に記入すること。(例:「○×工場の第一機械室で蒸留器として使用」)それぞれそのボリューム化ビニル樹脂物(製品)が特定できる写真を添付すること。
14. 整理番号ごとにそれぞれそのボリューム化ビニル樹脂物(製品)が特定できる写真を添付すること。
15. その他運送大臣認定する書類及び都道府県知事が必要と認めた書類を添付すること。
16. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

附 則 (平成一四年三月七日環境省令第五号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一五年三月三日環境省令第一号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日 (平成十五年四月一日) から施行する。

附 則 (平成一六年三月三〇日環境省令第八号)
 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日環境省令第二二号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日環境省令第三号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日 (平成十七年三月七日) から施行する。

附 則 (平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為 (この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。) は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなして、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対しても申請、届出その他の行為 (この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。) は、相当の地方環境事務所長に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項 (この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。) で、この省令の施行前にその手續がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月一〇日環境省令第七号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一日環境省令第一七号)
 (施行期日)

この省令は、会社法の施行の日 (平成十八年五月一日) から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日環境省令第五号)
 (施行期日)

この省令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十三年四月一日) から施行する。

附 則 (平成一三年一一月三〇日環境省令第三二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第五条、第八条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の二の二の改正規定、第九条、第十二条及び第十二条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成一十三年十一月三十日) から施行する。

附 則 (平成一四年七月六日環境省令第二二号)

（第2回）

(第3面)

②前年度中に新たに保管することとなった塩化ビフェニル類物

◎前年度中に新たに所有することとなった商標便りヨウヒビュニル使用製品（商標便りヨウヒビュニル使用電気工作物を除く。）

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したボリュームヒュニカル薬業物	量	自ら処分した場合	処分を委託した場合
医薬物の型式等	▲	▲	▲

2. 同上者や車両等に記入する情報に、重みがあった場合には、速やかに紙面原図を複数すること。
3. 「保管事業者の名前」及び「保管事業者の所在地」の欄には、ボリューム化(フェニル)使用製品の場所に記入すること。「所在事業者の名前」及び「所有事業者の所在地」の欄には、ボリューム化(フェニル)使用製品の場所に記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ右側に「前年度(年号次第)」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を記入する場合の例では、001)を記すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業者がおける番号が付されているものについては、引き継ぎその番号を記入すること。
5. 「発送物の種類」及び「運送の種類」の欄には、記入を要領に沿って、その名前を具体的に記入すること。
6. 「発送物の式(方式)」及び「製品の生産地」の欄には、裏表紙に記載されている「定格容量」、「製品名、型式名、規格名」、「発送月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入を要領に沿って、各名稱と具体的に記入すること(例:「表示記号等」については、記入を要領に沿って、その名稱と具体的に記入すること)。
7. 「処分予定期(月)」の欄には、高濃度ポリ(塩化ビニル)製品物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ(塩化ビニル)製品物については記入しないで構わない。

8. 「量」の問題について、自社営業は需要の範囲（年商）で、特に品目別に「需要量」と「それとそれに伴う需要量」について、主に電気（電気機器）で、あつても、小売のものと多様化にまつめて保有している場合であって台数（個数）、を把握することができないときは、保管し、いつでも、必要なものと多様化にまつめて保有している場合であって台数（個数）、を把握することができるときは、

(第5面)
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル薬物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る専
分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル薬物については記載しなくて構わない。

17. 「参考事項」の欄には、その保管等の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例)「屋内保管」「危険
物を持いたるもの」、「P.C.B.濃度△mg/kg」、「今後予定」なお、保管の場所に所在の場合は複数存在する場合は、各場

所別に記入すること。

18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業者から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。

19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業者に移動」、「譲渡」及び「承継」のいずれかを記入すること。

20. 「処分年月」の欄には、別紙に示す「薬物の種類及び処分年月」の欄には、ポリ塩化ビフェニル薬物を処分した後に生じた薬物の種類及び処分年月を記入すること。

21. 「処分後の薬物の種類及び処分年月」の欄には、ポリ塩化ビフェニル薬物を処分した後に生じた薬物の種類及び処
分年月を記入すること。

22. 「[新規登録]の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除
く)」の欄は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品について、ポリ塩化ビフェニル
薬物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第9条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。

23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和38年法律第70号)第1条第1項第8号に規定する
電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。

24. この届出書において、「[廃棄]」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、薬物とすることをいう。

25. 「薬業者登録年月」の欄とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を販売することを予定している年月を記入すること。低
濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。

26. この届出によるポリ塩化ビフェニル薬物の区分についての薬業者登録年月の写し(薬業物管理法第2条の3第4項又
は第16条の5第4項の規定により交付を受けた薬業者登録年月の写し)を複数枚によつてA3判以下の
仕事用紙の5箇所の規定により交付を受けた薬業者登録年月の写しを記入すること。

大きな仕事用紙に書寫したものをお付けすること。なお、電子情報処理装置を使用するためこれらの中を添付することができ
ない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載する事項に相当する事項を記載した電磁的記録をA3
判以下の大きさの用紙に提出したものをお付けすること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理制度の写しの送付には廃
棄物管理制度第5章第4項の規定による通知を受けないため添付すべき書類を提出することができないときは、その
産業廃棄物管理制度の写しの送付があった日又はその通知があった日より10日以内に提出すること。

27. その事業者が大田が定めた書類及び廃棄登録書類が認めた認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一回 (II) (第九条及び第十一一条関係)

様式第一号(二)(第九条及び第二十一条関係) 平成4年4月1日・令和元年4月1日～(第1回) 附表三

ボリ塩化ビフェニル薬物の保管及び処分状況等開示書(区分業者用)
都道府県知事
(府長)

届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名前及び代表者の氏名)
年月日

ボリ塩化ビフェニル薬物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第5条)において準用する場合(含む)の規定に基づき、年度のボリ塩化ビフェニル薬物等の保管及び処分の状況を届け出ます。

事業場の名称

事業場の所在地

児童業の許可番号

電話番号

①前年度の4月31日に保管していたボリ塩化ビフェニル薬物									
原薬の型式等									
番号	原薬の種類	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当り重量×台数)	備考

(日本産業規格 A列4番)

②前年度中に処分を受けたボリ塩化ビフェニル薬物

番号	薬物の種類	処分後の種類	処分年月日	処分後の薬物に係る参考事項

- 備考
 1. この届出書は、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報が変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「番号」の欄には、それぞれの先頭に「前年度の元号数」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を記入する場合は、例: 28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。

4. 「廃棄物の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名前を具体的に記入すること。
 5. 「廃棄物の型式等」の欄は、変圧器(トランسفォーマー)を除く板金に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」について、記入要領に沿って、その名前を具体的に記入すること(例: 不燃油油)。

6. 「量」の欄のうち、「台数又は容積の数」の欄に、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、
 その他のものについては保管している容器の数(缶数)を、それと並んで台数(個数)を記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数)を単にとともに記入すること。
 7. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた値を記載すること。その他ものについても、容器の中で重量を記載すること。
 8. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するもの記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ヨリ塩化ビフェニル廃棄物の母系、「低濃度」とは高濃度ヨリ塩化ビフェニル廃棄物以外のボリ塩化ビフェニル廃棄物の母系である。

9. 「受託年月日」の欄には、保管事業者がボリ塩化ビフェニル廃棄物処分委託を受けた年月日を記入すること。
 10. 「区分委託者の名前及び事業場の所在地」の欄には、区分委託者の名前及び区分委託者のその委託の箇所までボリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業場の所在地を記入すること。
 11. 「参考事項」の欄には、その他区分の状況を記述する上で参考となる事項を記入すること(例: 油脂油を抜いたも

の)、P.C.B濃度△mg/kg、「今後分析予定」)。なお、保管の場所が複数存在する場合は、各廃棄物について、その保管の場所をそれぞれ複数して記載すること。

12. ③の「毎分月日の」の欄に付、受託したボリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した年月日を記入すること。

13. ④の「毎分月日の」の欄に付、引当費したボリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後、生じた廃棄物が処分された年月日を記入すること。

14. 先発後の廃棄物に係る処分セキ番号及び所在地の欄には、ボリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の発分先の名前及び所在地を記入すること。

15. この届出書に係るボリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票(産業廃棄物管理条例第2条の3第1項)規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第2項後段規定により交付された産業廃棄物管理票をいへ、同条第3項若しくは第4項又は第12条の第5項の規定により最終処分終了した旨を記載したものに限る。)を廃棄機器によりA3判以下の大きさの紙に複数してそのものを添付すること。ただし、6月30日において、当該処分後の廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し(産業廃棄物管理条例第5条第1項第2項若しくは第5項又は第12条の第5項の規定により交付された産業廃棄物管理票の写しうう)の送付又は産業廃棄物管理条例第2条の3第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあとの日から10日以内に提出すること。

16. 15の趣意において、電子機器処理組織を使用するため添付すべき書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものと添付すること。

17. その他運送大臣が定める書類及び運送車両知事が認める書類を添付すること。

18. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

都道府県知事 (市長)		ポリ塩化ビフェニル薬業物等の保管の場所等の変更届出書 (表面)																																			
		ポリ塩化ビフェニル薬業物等の保管の場所等の変更届出書 (裏面)																																			
		本件は、平成2年4月1日以後に、新規の「元請者等」・「受取人」の登録をされたものであります。																																			
		年 月 日																																			
届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		③移動したポリ塩化ビフェニル薬業物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品																																			
事業場の名称 事業場の所在地 (保有の場所)		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号 順位</th> <th rowspan="2">(薬業物) 製品の 種類</th> <th rowspan="2">規格 名</th> <th rowspan="2">製造者</th> <th rowspan="2">型式</th> <th rowspan="2">製造年 月</th> <th rowspan="2">表示記 号等</th> <th rowspan="2">台数又 は量</th> <th rowspan="2">總重量 (台当たり 又は合計 重量×台数)</th> <th rowspan="2">總区分</th> <th rowspan="2">變更年 月日</th> <th rowspan="2">業者登記 の番号</th> <th rowspan="2">業者登記 の登録 事項</th> </tr> <tr> <th>容量 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ル用製品に係る事業の 業者名及び氏名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										番号 順位	(薬業物) 製品の 種類	規格 名	製造者	型式	製造年 月	表示記 号等	台数又 は量	總重量 (台当たり 又は合計 重量×台数)	總区分	變更年 月日	業者登記 の番号	業者登記 の登録 事項	容量 量		ル用製品に係る事業の 業者名及び氏名										
番号 順位	(薬業物) 製品の 種類	規格 名	製造者	型式	製造年 月	表示記 号等	台数又 は量	總重量 (台当たり 又は合計 重量×台数)	總区分	變更年 月日	業者登記 の番号														業者登記 の登録 事項												
												容量 量																									
	ル用製品に係る事業の 業者名及び氏名																																				
①変更前の保管の場所又は所在の場所 事業場の名称 事業場の所在地 (保有の場所)		備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル薬業物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の新規の場所を変更する場合に提出すること。 2. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル薬業物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。 3. 「薬業物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入欄に沿って、その名称を具体的に記入すること。 4. 「薬業物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、受圧器(ランプ)等の機器に記載されている「定格容量」、「製品名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入欄に沿って、その名称を具体的に記入すること。 5. 「量」の欄のうち、「台数又は器数の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を																																			
②変更後の保管の場所又は所在の場所 事業場の名称		記入すること。 (特別管理薬業物管理責任者/ポリ塩化ビフェニル の業者名及び氏名)																																			

◎移動する高濃度ボリ塩化ビフェニル消毒物
(裏面)

高濃度物の型式等							量	量 (1台当たり 重量×台数)	変更年月	新規業者 登録番号	新規業者 との卸売状況 状況	参考事項
番号	消毒物 の種類	密閉 容器 名	製造者	型式	製造年 月	表示記						

④ボリ塩化ビフェニル消毒物の適正な処理に際して特別措置法第6条第1項の規定に基づき届け出る保管場所において運営かつ運送に適切ボリ塩化ビフェニル消毒物を保管することができなくなった理由

備考 1. この申請書は、高濃度ボリ塩化ビフェニル消毒物の廃棄しようとするときに、保管大臣に提出すること。

2. 「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ボリ塩化ビフェニル消毒物に記入している番号を記入すること。

3. 「新業者の登録」の欄には、記入要領によって、その名前を具体的に記入すること。

4. 「新業者の登録」の欄は、変圧器(トランス)、電気機器に記載されている「定格容量」、製造者名、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」に記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名前を具体的に記入すること(例: 不燃性油)。

5. 「量」の欄のうち、「台数又は容量の数」の欄は、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管し

ている容器の数(缶数等)を単位として記入すること。

6. 「量」の欄のうち、「容器」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台あたりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器のみでの重量を記載すること。

7. 「専用業者との調整状況」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル消毒物に係る専分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。

8. 保管大臣が定める標準を添付し、所定の箇所を提出すること。

株式第四号（第十三条、第二十三条及び第三十一条関係）（平成廿年十二月三十日施行） (共通)									
ポリ塩化ビフェニル薬業物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理終了届出書									
郵送用封筒 (用長) 段									
届出者									
住 所									
由、法人にあっては、名稱及び代表者の氏名、									
電話番号									
ポリ塩化ビフェニル薬業物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（注第15条及び第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル薬業物の処分／高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処理）を終えたため、届け出ます。									
事業場の名称									
事業場の所在地									
連絡担当者									
(保管の場所／ 所在の場所)									
1. ポリ塩化ビフェニル薬業物の処分を終了した場合									
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処業を終了した場合 <p style="text-align: center;">(裏面)</p>									
3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処業及び処分を同時に行った場合									
薬業物の型式等									
番号	薬業物の種類	規格	製造者	型式	製造年	表示記	量	濃度	区分
		数量	名前			等	台数又は (1台当たり 数量×台数)	終了年月	各分母 者名前 参考事項
製品の型式等									
番号	製品の種類	規格	製造者	型式	製造年	表示記	量	濃度	区分
		数量	名前			等	台数又は (1台当たり 数量×台数)	終了年月	各分母 者名前 参考事項
薬業物の型式等									
番号	薬業物の種類	規格	製造者	型式	製造年	表示記	量	濃度	区分
		数量	名前			等	台数又は (1台当たり 数量×台数)	終了年月	各分母 者名前 参考事項
(日本産業規格 A列4番)									

備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル薬業物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処業を終了した

- 日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都府県知事に届け出ること。なお、「気象を終了した日」とは、その全てが「高濃度ポリ塩化ビフェニル薬業物」を含むこと。又は、始終が他人に委託したこと。
2. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の運送と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル薬業物としての処分を行った場合に在庫に記載すること。なお、その場合は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の運送及び高濃度ポリ塩化ビフェニル薬業物の部分の終了による届出は、本件をもって行わざるものと解釈すること。
 3. この届出書において、「薬業物」とは、「ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、薬業物とすることをう。
 4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル薬業物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に対する番号を記入すること。
 5. 「薬業物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「薬業物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、製造者（トランク）、等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その各部を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「量」の欄（下記「台数」、「台数は容積の数」）の欄には、「ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器について」は台数（個数）を、その他のものについては台数（個数）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（台数等）を記入すること。
 8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄は、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 9. 「高濃度区域」の欄には、「高濃度区域」のうち該当するものと記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル薬業物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル薬業物以外のポリ塩化ビフェニル薬業物の略称である。
 10. 「参考事項」の欄について、保管の場所が所在の場所が複数ある場合は、各薬業物及び製品について、その保管の場所に所在の場所を記入して記載すること。
 11. その他保管大盤を定める書類及び連絡用紙が必要となる書類を添付すること。
 12. 一番最初に記載する部数を提出すること。

都府県知事 (押印)		届出者 住 所
		氏 名 (法)にあっては、名称及び代表者の氏名)
年 月 日		

株式会社日本電気（第十四条及び第三十一条関係）

株式会社日本電気（第十四条及び第三十二条関係）

高濃度ポリ塩化ビフェニル薬業物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の薬業物の特例処分規則第日に係る届出書

高濃度ポリ塩化ビフェニル薬業物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の薬業物の特例処分規則第日に係る届出書

高濃度区域を示す届け出書

特別管理制度の実施を認めた場合の届出書

保管事業場の所在地

保管事業場の名 称

特別管理制度の実施を認めた場合の届出書

保管事業場の名 称

特別管理制度の実施を認めた場合の届出書

保管事業場の名 称

特別管理制度の実施を認めた場合の届出書

保 管 の 場 所

番号	薬業物の 定格 容量	薬業物の型式等 製造者名	型式 製造年月	表示記号等	量 台数又は 容器の数	処分の見込み 総重量 ($\text{台数} \times \text{台当り容量} \times \text{台数}$)	処分予定 年月日	処理業者と の調整状況	参考事項

②例題分類毎日の適用の対象とする高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品

(裏面)

所在事業場の名称	所在事業場の所在地	ボリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業 の運営責任者の職名及び氏名	所在の場所	製品の型式等	量 総重量 ($\text{台数} \times \text{台当り容量} \times \text{台数}$)	処分の見込み 年月日	参考事項

備考 1. この届出書は、高濃度ボリ塩化ビフェニル薬業物の保管の場所又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する保健所長に提出すること。
2. 「保管事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ボリ塩化ビフェニル薬業物の保管場所に係る事業場名を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所有事業場の所在地」の欄には、ボリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
3. 「番号」の欄には、既に届け出た高濃度ボリ塩化ビフェニル薬業物又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
4. 「薬業物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名前を具体的に記わること。
5. 「薬業物の型式等」及び「製品の型式等」の欄は、変圧器(トランジ)等の機器に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名前を具体的に記入すること。(例:不燃性油)。
6. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合は、台数(個数)を記入することではないときは、保管している器具の数(台数等)を並位とともに記入すること。
7. 「量」の欄のうち、「總重量」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記入すること。他のものについては、容器ごとにでの重量を記載すること。
8. 「処分予定期日」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル薬業物又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は他人に委託することを予定していつ年月日を記入すること。
9. 「免分業者」と「相談状況」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル薬業物及び高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品係る免分業者として許認免の施設状況等を記入すること。
10. 「参考用」の欄は、その他の用の状況等を記録する上で参考となる事項を記入すること。(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「FC-C/B 濃度△/mg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所又は所在の場所が複数存在する場合は、各薬業物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ記載して記載すること。
11. その他の業大が定めた事項及び高濃度ボリ塩化ビフェニル知識が必要と認める事項を記載すること。
12. 保管料金が定める料金を提出すること。

株式第六号（第十七条及び第三十四条関係）（平成25年6月1日施行、令和元年6月1日施行・一部改正）
（第1面）

高濃度ボリ塩化ビフェニル類物の処分又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特別処分期限日
による届出事項の変更届出書

都道府県知事 殿
(市長)

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

年 月 日

届出者

住 所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
〔記載欄〕
民法第49条(第96条において読み替えて使用する場合を含む)の規定に基づき、特別処分期限日に係る届出書の記載事項に変更があつたので、關係書類を添えて届け出ます。
ボリ塩化ビフェニル類物の適正な處理の推進に関する特別措置法第164条第2項(第164条において読み替えて使用する場合を含む)の規定に基づき、(保管事業者/所有事業者)の地位を承継したので、關係書類を添えて届け出ます。

変更の内容	変更前	変更後
-------	-----	-----

(日本産業規格 A列4巻)

被 業 者 人 に 關 する 事 項 〔法人に代表者の氏名〕	(ふりがな) 〔氏名〕	住 所 電話番号
被 業 者 人 に 關 する 事 項 〔法人に代表者の氏名〕	(ふりがな) 〔氏名〕	住 所 電話番号

監査 法 定 代 理 人 事項	(ふりがな)	住 所	電話番号
-----------------------------------	--------	-----	------

(第2面)

承認の年月日	年 月 日
--------	-------

承認の原因	被承認人が複数ある場合は、「被承認人に属する事項」の欄を追加して、全ての被承認人に属する事項を記入すること。
-------	--

備考 1. 被承認人が複数ある場合は、「被承認人に属する事項」の欄を追加して、全ての被承認人に属する事項を記入すること。

2.

法定代理人の欄には、該当する場合に記入すること。
法定代理人の欄には、該当する場合に記入すること。

3. 次に掲げる区分から選じ、次に記める書類を添付すること。

①用紙

イ 営相続人と相続権を認する書類

ロ 相続人の住民票の写し(外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。)

ハ 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し。

②合併又は分離

イ 合併契約書は分割契約書の写し

ロ 合併後存続する法人若しくは合併により新設した法人又は分割により保管事業者の保管するゼリ化ビフェニル誘発物若しくは所有する高濃度ゼリ化ビフェニル誘発物に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記事項証明書

(第3面)

①承認の对象となるゼリ化ビフェニル誘発物

保管事業場の名称	特別管理制度業者名
保管事業場の所在地	電話番号
保管の場所	

(日本産業規格 A-列4番)

番号	製品の 種類	製品の 規格 等量	製造者 名	型式 等	製造年月 等	表示記 号	販売予定期 間	販売年月 等	販売者 名	販売の 区分	数量 (台数又 は個数)	重量 (台数又 は個数)	機器の 種類	機器の 状況	区分業者 名
----	-----------	-----------------	----------	---------	-----------	----------	------------	-----------	----------	-----------	--------------------	--------------------	-----------	-----------	-----------

(第4面)

- 備考
 1. この届出書は、承諾があった日から30日以内に、ボリ塩化ビフェニル薬物の保管の場所又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所を管轄する地方知事に提出すること。
 2. 「保管事業者の名称」及び「(保管事業者の所在地)」の欄には、承認後のボリ塩化ビフェニル薬物の保管場所に係る事業者を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、承認後のボリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業者を記入すること。

3. 「番号」の欄には、既に届け出たボリ塩化ビフェニル薬物又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 4. 「薬物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入欄に沿って、その名前を具体的に記入すること。
 5. 「器具・機器等」及び「製品の型式等」の欄には、更正器(トランク)等の器具に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」について、記入欄に沿って、その名前を具体的に記入すること(例:不燃性品)。
 6. 「処分予定期間」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル薬物の処分を自ら処理し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。高濃度ボリ塩化ビフェニル薬物については記載しなくて構わない。
 7. 「量」の欄のうち、「台数又は容量の数」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(台数)を、その他のものについては保管している器具の数(台数)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって、台数(台数)を把握することができないときは、保管している器具のうち、「台数」の欄ととともに記入すること。
 8. 「量」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(台数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 9. 「高濃度ボリ塩化ビフェニル薬物又は「不明」のうち計測するもの記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ボリ塩化ビフェニル薬物又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ボリ塩化ビフェニル薬物の略称である。

10. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の形状」の欄には、ボリ塩化ビフェニル薬物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:ドラム缶、「なし」)。
 11. 「保管の状況」の欄のうち、「用い等の有無」の欄には、ボリ塩化ビフェニル薬物を保管している器具の用いの有無及び保管する器具の有無を記入すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・保管の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか現在して保管しているかの別を記入すること。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・保管の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか現在して保管しているかの別を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のボリ塩化ビフェニル薬物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
 15. 「処分業者との連絡状況」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル薬物に係る専分業者との委託業者の連絡状況等を記入すること。
 16. 「(参考事項)」の欄には、その他の保管の状況等を記載する上で必要なことの事項を記入すること(例:屋内で保管、「油浴を抜いたもの」、「F C B 濃度△%」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や貯蔵の場所が複数存在する場合は、各薬物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ専別して記載すること。
 17. この届出書において、「漏泄」とは、ボリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、漏洩物とするこという。
 18. 「発売予定期間」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品を発売することを予定している年月を記入すること。
 19. その他の各項目が定める書類及び施設登録書類が必要な場合は記載すること。
 20. 地方府県知事が定める割合を提出すること。

株式第八号（第二十六条第二項及び第三十六条规定）（第1面）
年月日
謹受付届出書

船着所與短事
般
年月日

届出者

住所

氏名

法人名にあっては、名前及び代表者の氏名

電話番号

電話番号

保管の場所

電話番号

ボリ塩化ビフェニル薬物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第2項及び第3条の規定に基づき、ボリ塩化ビ

フェニル薬物の高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品をり受けましたので、関係機関を添えて届け出ます。

保管事業場の名称	特別管理産業用薬物の管理責任者の職名及び氏名	電話番号
保管事業場の所在地		
保管の場所		

番号	薬物の 種類	薬物の型式等	量	保管の状況	区分業者参考 区分業者参考
定格等	製造販売業者名	型式	製品年月 等	表示記号等 の容積合算た るの数 量×台数)	区分業者参考 区分業者参考

（第3面）

②譲り受けた高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品

所在事業場の名称	ボリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者 者の職名及び氏名
所在事業場の所在地	電話番号
保管の場所	電話番号

（日本産業規格 A列4等）

番号 通欄	製品の 型式等 容積 名	商業見込み			台数又 は個数 (合計 台数× 台数)	合計量 (合計 台数)	密度 区分	参考事項
		製造年 月	表示記 号等	商業予定 年月				

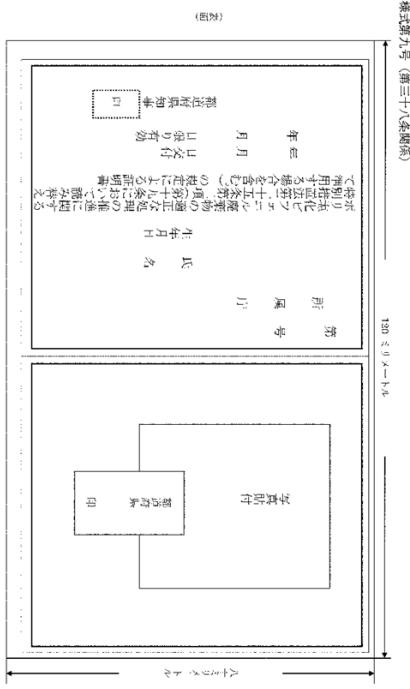
(第4面)

- 備考 1. この届出書は、離受けがあつた日から30日以内に、ボリ塩化ビフェニル商業物の保管の場所又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品の所在場所を管轄する経営者に提出すること。
 2. 「保管事業者の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ボリ塩化ビフェニル商業物の保管の場所に係る事業者を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ボリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 3. 「番号」の欄には、既に届け出たボリ塩化ビフェニル商業物又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
 4. 「場所別保管」及び「製品の種類」の欄には、記入欄間に沿って、その名前を具体的に記入すること。
 5. 「場所別保管」及び「製品の型式等」の欄には、要注欄(トランク)等の紙板に記載されている「空港荷役票」、「製造者名」、「空港」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入欄間に沿って、その名前を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
 6. 「区分別保管」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル商業物の区分を自ら区分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ボリ塩化ビフェニル商業物については記載しないで構わない。
 7. 「量」の欄のうち、「台数」又は「容量」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(台数)を記入すること。ただし、電気機器であっても、小瓶等の容器にてて保管している場合であって台数(個数)を記入することできないときは、保管し

- ている容器の数(台数等)を単位として記入すること。
 8. 「量」の欄のうち、「容量」の欄には、ボリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものにおいては、容器ごとに他の量を記載すること。
 9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち最もなるものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ボリ塩化ビフェニル商業物又は高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ボリ塩化ビフェニル商業物以外のボリ塩化ビフェニル商業物である。
 10. 「保管の状況」として、保管しているボリ塩化ビフェニル商業物の保管状況を分かる写真を届出に添付すること。
 11. 「保管の状況」の欄のうち、「保管の監査」の欄には、ボリ塩化ビフェニル商業物を保管している容器の有無、容器がある場合はその種類を具体的に記入すること。(例:「ドラム缶」等)
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「用い等の有無」の欄には、ボリ塩化ビフェニル商業物を保管している物の用団の用いの有無及び保管する場所が有無を記入すること。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・在在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混合して保管しているかの別を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等の有無」の欄には、保管中のボリ塩化ビフェニル商業物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
 15. 「分別業者との連絡状況」の欄には、高濃度ボリ塩化ビフェニル商業物及び高濃度ボリ塩化ビフェニル使用製品に係る分別業者との契約的連絡状況を記入すること。低濃度ボリ塩化ビフェニル商業物については記載しなくて構わないこと。
 16. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を記載する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「T/C: B過渡△時、4%」)。なお、保管の場所や所在場所が複数存在する場合は、各場所及び製品について、その保管の場所や所在の場所をそれぞれ別途して記載すること。
 17. この届出書において、「署名」とは、ボリ塩化ビフェニル使用製品の使用名止め、商業物とすることをいう。

様式第九号（第三十九条関係）

18. 「医薬等の年月」の欄には、高濃度化ヒフェニル使用製品を医薬等することを予定している年月を記入すること。
19. その他医薬大品に定める書類及び輸送用取扱いが必要と認めた書類を添付すること。
20. 希薄用具知事が定める部数を提出すること。



(収集)

